

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	91.5%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	85.3%
全職員	68.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	86.6%
本庁課長相当職	98.6%
本庁課長補佐相当職	97.6%
本庁係長相当職	93.5%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.3%
31～35年	95.8%
26～30年	108.5%
21～25年	95.2%
16～20年	92.6%
11～15年	77.0%
6～10年	93.6%
1～5年	81.8%

【説明欄】

- ・1.全職員に係る情報のうち「任期の定めのない常勤職員以外の職員」については、相対的に給与水準が高い再任用職員のうち男性の人数割合が86%を占め、相対的に給与水準が低い会計年度任用職員については、女性の人数割合が66%を占めていることが、差異の要因の一つとなっている。
- ・「全職員」については、「任期の定めのない常勤職員」のうち、女性の人数割合が36%であるのに対して、相対的に給与水準が低い「任期の定めのない常勤職員以外の職員」のうち、女性人数割合が64%であることから、「全職員」で比較した場合、それぞれで比較した場合と比べ、差異が大きくなっている。

- ・2.「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報のうち、「本庁部局長・次長相当職」、「11～15年」、「1～5年」については、扶養手当および寒冷地手当が世帯主となっている男性に支給している場合が多く、差異の要因の一つとなっている。

本庁部局長・次長相当職 扶養手当の総額に占める男性の割合は 100%

寒冷地手当の総額に占める男性の割合は 79%

11～15年 扶養手当の総額に占める男性の割合は 100%

寒冷地手当の総額に占める男性の割合は 65%

1～5年 扶養手当の総額に占める男性の割合は 100%

寒冷地手当の総額に占める男性の割合は 76%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。